

5月25日
SOMESAT hem

以下のとおり打合せを行ったので報告します。

内容：NPO法人全般に関する打ち合わせ
自：5月23日18時30分～19時30分
於：みやぎNPOプラザ（仙台市宮城野区）

1. 概要説明

SOMESATの現状について、以下のとおり説明した。

- ・人工衛星を有志で作成して、打ち上げ・運用することを目指したサークルで、現在法人化を検討している。
- ・メンバーは全国に散らばっており、10人程度
- ・法人化は衛星を打ち上げるにあたって権利主体として必要
- ・事務関係はhemが中心に行う予定で、法人の所在地もhem宅としたい。

2. 設立、運営にあたっての一般的な指導事項

NPOプラザの担当者より、以下のような説明があった

- (1)法人としてのミッションは問題ないと思う。ただ、衛星の開発だけでは市民向けの事業としては言い難いので、何か一般市民や子供に向けた活動実績を求められると思う（日本のNPO法人制度はそういう法人の活動促進を目的としている）
- (2)設立にあたっての書類については、認証を通すための書類上のポイントは仙台市、実際に運営するうえで都合のいい書類の作り方はNPOプラザに相談してほしい。
- (3)法人運営に当たっては、毎年所轄庁に提出する書類に、税務署に提出する書類と相当量が多いため、一人で全部処理するのは難しい。同じ非営利でもこの点は一般社団法人の方が非常にシンプルと言われている。

3. 今後すべきこと

NPOプラザの担当者より、以下のような説明があった（詳細は別添資料1参照）

- (1)今後についてだが、まずは定款の作成と社員（正会員）、理事の決定、設立総会など法人設立に向けた整備が必要。メンバーが遠隔地で散らばっているというのであ

れば、以下の点については念入りに話し合ってください。

- ① まず法人としての合意形成手段について、メンバー間でどうすればいいか念入りに決めてほしい。遠隔地だと合意形成には時間がかかるが、急に意思決定を求められる場合があるので、事前に決めておくのが望ましい。
 - ② 次に、定款についてもメンバー全員が納得するまで詰めてほしい。一度諦観が決まると、変更するのはかなりの労力を要するため、後になって起きそうなことなどは今のうちに詰めておくのが望ましい。
 - ③ 理事 3 名、監事 1 名（社員との兼任は可能）候補者がいるとしたら、本当に理事に就任して大丈夫か確認してほしい。理事は名誉な地位ではあるが、NPO 法人の業務において、運営上、金銭上の責任をかぶる立場でもある。（最悪、NPO 法人が返せない借金を負った場合、それは理事が分担して返済することになる）それなりのお金を動かして運営する以上、相応の覚悟をしたうえで理事につかなければならないことは確認しておいてほしい。
- (2) 設立総会を行った後、認証申請を所轄庁（仙台市の場合仙台市）に提出することになるが、申請書類は 2 か月縦覧に供され、その後認証の可否を決める審査に入る。3～4 か月かかることになるので、法人にとって都合のいいタイミングで申請してほしい。
- (3) 法人申請が認証された時点で NPO 法人の設立となるが、その後法務局にて登記をすることで、初めて公的に認証された法人となる。
- (4) 法人運営に当たっては、毎年所轄庁に提出する書類に、税務署に提出する書類と相当量が多いため、一人で全部処理するのは難しい。同じ非営利でもこの点は一般社団法人の方が非常にシンプルと言われている。
- (5) 最後に、もし法人を解散するとなった場合、官報公告が必要なことは覚えておいてほしい。場所と内容によるが 15 万程度かかることもあるため、毎年色々提出が必要なうえに解散するのただではないので、今本当に法人格が必要な段階なのか、十分に協議したうえで申請手続きに入ってほしい。

4. その他

事前に上がっていた懸念事項について、いくつか質疑を行った。

(1) NPO 法人の社員は、成人である必要があるのか

→ 法律上、社員の資格について明記は無いが、社員より要件の厳しい理事であっても成人であることを求めてない以上、ある程度意思能力の認められる人間なら問われないと考えられる。（赤ちゃんとかで無ければ OK）

(2) 開発に関する有料メールマガジンや有料動画は本来事業に認められるか

→ その他事業で申請してしまえば、そのままその他事業になってしまうが、少しでも関係があれば本来事業に認められ可能性があるため、試してみる価値はある。た

だ、実際どう扱われるかは、結局は税務署の判断としか言えない。

(3)インターネット上での決議は可能か

→今は印刷する手段があれば、意思表示自体はメール、掲示板等で可能である。ただ、どんな方法を使うかはメンバー内でちゃんと話を通しておくべき

(4)NPO 法人については県やここなど相談窓口はあるが、一般社団法人の設立にあたっての相談は受け付けているか

→一般社団法人については扱っていない。行政書士が設立を代行して手数料とる代わりに相談に乗るというスタイルが多いようである。

サークルの内容を聞く限り、今のままを貫くのであれば一般社団法人を設立したほうが楽かとは思われる。ただし、住民税も法人税も完全課税対象なので、その点での出費は多い。

以上